| | | | |
|---|---|---|---|
| 〃 | 四号 | 東京都中央区日本橋地先から草加市谷塚地先まで | 関東地方整備局及び同局東京国道事務所 |
| 〃 | 六号 | 東京都中央区日本橋地先から同都葛飾区金町地先まで | 〃 |
| 〃 | 〃 | 東京都葛飾区金町地先から松戸市上矢切地先まで | 関東地方整備局及び同局千葉国道事務所 |
| 〃 | 十四号 | 東京都中央区日本橋地先から同都江戸川区大杉地先まで | 関東地方整備局及び同局東京国道事務所 |
| 〃 | 十五号 | 東京都中央区日本橋地先から同都大田区東六郷地先まで | 〃 |
| 〃 | 十六号 | 東京都大田区東六郷地先から川崎市川崎区本町地先まで | 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所 |
| 〃 | 〃 | 横浜市緑区長津田町地先から町田市鶴間地先まで | 〃 |
| 〃 | 〃 | 町田市鶴間地先から大和市下鶴間地先まで | 関東地方整備局及び同局相武国道事務所 |
| 〃 | 〃 | 町田市相原町地先から入間市大字二本木地先まで | 〃 |
| 〃 | 十七号 | 東京都中央区日本橋地先から同都板橋区舟渡地先まで | 関東地方整備局及び同局東京国道事務所 |
| 〃 | 〃 | 東京都板橋区舟渡地先から戸田市川岸地先まで | 関東地方整備局及び同局大宮国道事務所 |
| 〃 | 二十号 | 東京都中央区日本橋地先から同都世田谷区給田地先まで | 関東地方整備局及び同局東京国道事務所 |
| 〃 | 〃 | 東京都世田谷区給田地先から相模原市緑区千木良地先まで | 関東地方整備局及び同局相武国道事務所 |
| 〃 | 二百四十六号 | 東京都千代田区永田町地先から同都世田谷区玉川地先まで | 関東地方整備局及び同局東京国道事務所 |
| 〃 | 〃 | 東京都世田谷区玉川地先から川崎市高津区二子地先まで | 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所 |
| 〃 | 〃 | 町田市小川地内 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 町田市南つくし野地先から同市鶴間地先まで | 〃 |
| 〃 | 二百五十四号 | 東京都文京区本郷地先から同都練馬区旭町地先まで | 関東地方整備局及び同局東京国道事務所 |
| 〃 | 二百九十八号 | 東京都葛飾区東金町地先から松戸市小山地先まで | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |
| 〃 | 三百五十七号 | 浦安市舞浜地先から東京都江戸川区堀江町地先まで | 関東地方整備局及び同局千葉国道事務所 |
| 〃 | 〃 | 東京都江戸川区臨海町地先から同都大田区羽田空港地先まで | 関東地方整備局及び同局東京国道事務所 |

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

**○北陸地方整備局告示第二十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び三百五号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 加賀市加茂町チ五四番一から同市加茂町チ六九番一まで | 前 | 四〇・一九～五八・八〇メートル | 〇〇・〇一一キロメートル |
| | 後 | 五六・三九～五九・四八メートル | 〇〇・〇一一キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第二十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 八号及び三百五号 | 加賀市加茂町チ五四番一から同市加茂町チ六九番一まで | 北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所 |
| 八号及び三百五号 | 加賀市加茂町ハ一八番二から同市中代町リ三九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年三月十八日

**○北陸地方整備局告示第二十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 七尾市古府町ル一一番から同市古府町チ六番まで | 前 | 三五・七〇～五七・八一メートル | 〇〇・〇七二キロメートル |
| | 後 | 三〇・九八～五七・八一メートル | 〇〇・〇七二キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第二十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百五十九号 | 七尾市藤野町イ三番三から同市八幡町八七三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年三月十八日